

# 「農用地利用集積等促進計画」のご案内

令和7年3月末で農業経営基盤強化促進事業による利用権設定契約の終了に伴いまして、今後、農地の貸し借りの契約を行う場合は、原則として農地中間管理機構経由となります。

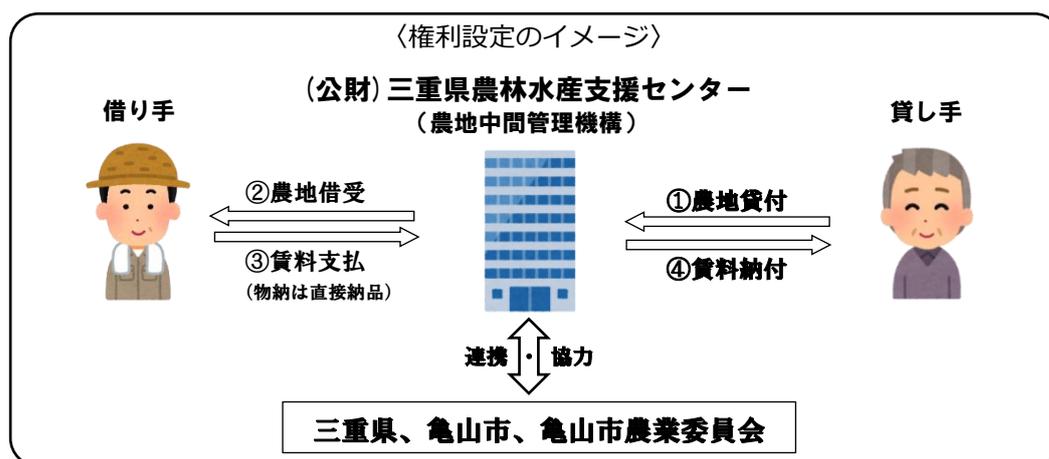
農地中間管理機構の「農用地利用集積等促進計画」の手続きの流れは下記の通りです。

- ※ 現在、利用権設定の契約中の農地につきましては、契約は期限まで継続されます。
- ※ 制度変更等については、4ページをご覧ください。

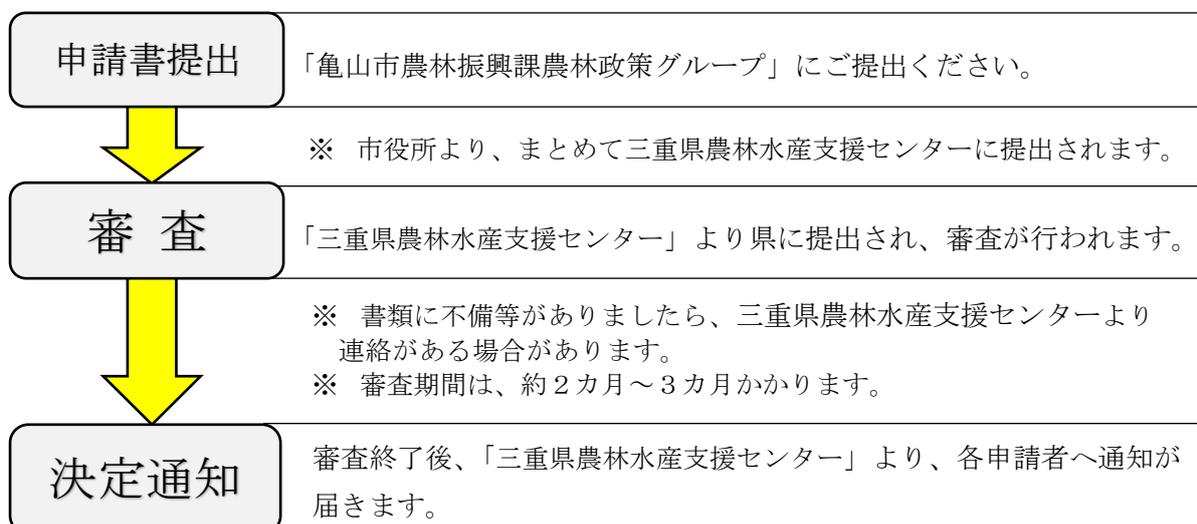
## ○ 農地中間管理事業のしくみ

「農地中間管理事業」とは、農地中間管理機構が、農地を貸したい方（出し手）から農地を借り入れ、耕作を希望する担い手農業者等（受け手）に貸し付けする制度です。

地域の話し合い（協議の場）にて作成された地域計画（目標地図）区域内では、地域計画を実現するために、地域計画に沿った農地の集約化を推進します。



## ○ 申請手続きの流れ



※決定通知の送付までは、申請書提出から約4カ月かかりますのでご注意ください。

## ○ 令和7年度スケジュール

亀山市への 申請書の提出〆切	契約開始日	三重県農林水産支援センター より決定通知
8月1日（金）	10月30日	11月末～12月上旬
9月1日（月）	11月30日	12月末～1月上旬
10月1日（水）	12月30日	1月末～2月上旬
11月4日（火）	1月30日	2月末～3月上旬
12月1日（月）	2月28日	3月末～4月上旬
1月5日（月）	3月30日	4月末～5月上旬

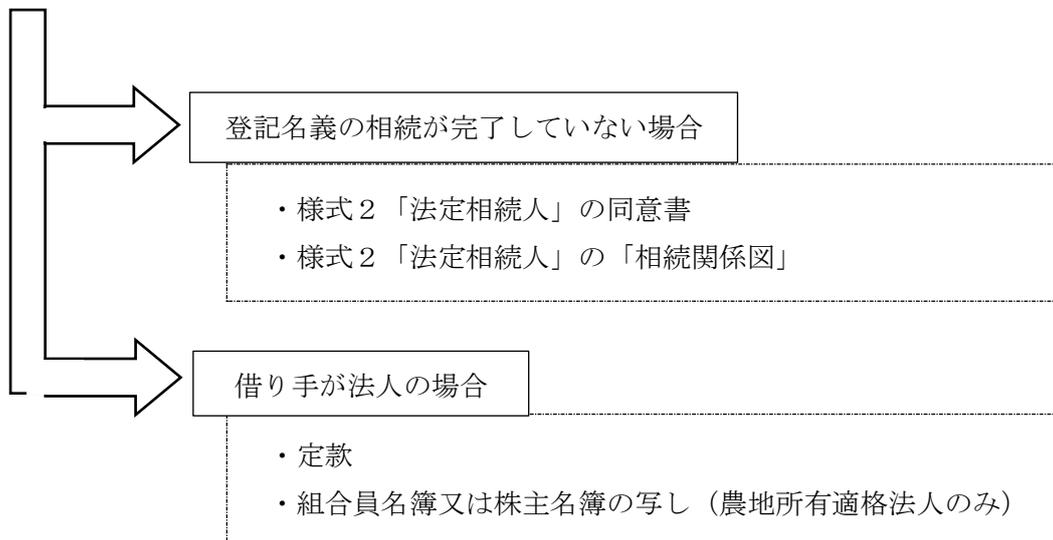


## ○ 提出する書類

### 必ず提出する書類

- ①別記様式1「権利設定（賃借）関係」
- ②参考様式1「賃借権の設定等又は所有権の移転（以下「権利設定」という。）を受ける者の農業経営の状況等」  
※個人、法人で用紙が異なります。
- ③「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」  
※（乙）借り手をご記入下さい

下記の場合は、追加で書類の提出をお願いします



- ・設定期間：原則「10年」となります。  
5年以下を希望する場合は、理由書を添付して下さい。
- ・権利の種類：双方で協議の上、「賃借権」か「使用貸借権」のいずれかをご記入ください。  
賃借権：対価として賃料（＝小作料として金銭や玄米等）を支払う場合  
使用貸借権：対価を支払わない場合（＝無償）

## ○「農用地利用集積等促進計画」による貸借契約開始後の

### 三重県農林水産支援センターとのやり取りについて

締結した契約内容により、三重県農林水産支援センターから下記の書類が送付されます。  
つきましては、直接、三重県農林水産支援センターへご提出ください。

#### ・貸借で「物納」の場合

・借り手のみ送付：「物納請求書」及び「賃料（物納）納品完了報告書」

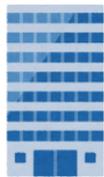
※ 毎年8月中旬頃、三重県農林水産支援センターから借り手へ送付されます。

※ 注意

毎年6月末までに契約が締結された場合は、その年の秋頃から送付されます。

ただし、7月以降に契約が締結された場合は、翌年の秋頃から送付されますのでご注意ください。

#### 三重県農林水産支援センター



①8月中旬頃、「物納請求書」及び  
「賃料（物納）納品完了報告書」を送付



③11月10日までに「賃料（物納）納品  
完了報告書」を提出

#### 借り手



②10月末までに  
納品



#### 貸し手



#### ・貸借で「金納」の場合

・貸し手のみ送付：「口座振込依頼書」 ※初回のみ。決定通知に同封されます。

・借り手のみ送付：「振込額一覧」及び「振込用紙」

※ 毎年10月末ごろに三重県農林水産支援センターから借り手へ振込用紙が送付されますので、そちらを使用して振り込みをお願いします。

三重県農林水産支援センターより、貸し手が指定の口座へ振り込まれます。

※ 注意

毎年9月末までに契約が締結された場合は、当年度からの賃料が発生し借り手へ賃料の振込額一覧及び振込用紙が届きます。

ただし、10月以降に契約が締結された場合は、翌年の秋頃から送付されますのでご注意ください。

#### 借り手



①10月末日、賃料の「振込額  
一覧」と「振込用紙」を送付

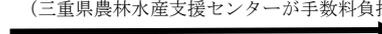


②賃料を振り込み  
(振込期限：11月25日)  
(借り手が手数料負担)

#### 三重県農林水産支援センター



③12月25日頃、指定の口座へ  
賃料を振り込み  
(事前に通知が届きます)  
(三重県農林水産支援センターが手数料負担)



#### 貸し手



#### ※ 契約の更新（満了後の継続更新）

再度、申請書にご記入・ご捺印が必要となります。

満了日の半年前を目安に、三重県農林水産支援センターからご案内の通知が届きます。

## ○契約後の問い合わせについて

下記の手続きについては、三重県農林水産支援センターへ直接ご連絡願います。

- ・ 契約を途中で解約したい場合
- ・ 貸し手又は借り手が死去した場合

(連絡先)

三重県農林水産支援センター

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町 530 番地 TEL：0598-48-1229

## ○制度変更について

以前の農地集積においては農業経営基盤強化促進法に基づき、市が農用地利用集積計画を作成することで利用権の設定を促進してきました。

その一方で「農業」の競争力を強化して持続可能なものとするため、平成25年に農地中間管理事業の推進に関する法律が設定され、都道府県ごとに「農地中間管理機構」を整備し、農地を担い手等へ集積・集約化していくことが定められました。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）により、これまでの利用権設定（農用地利用集積計画による「地権者・耕作者の相対による農地の貸し借り」）は、農地中間管理機構を通じた貸借（農用地利用集積等促進計画）に統合され、耕作者が地権者から直接借り受ける場合は「農地法第3条による手続き」のみとなります。

今後、利用できる農地の貸し借りは、以下のとおりです。

1. 農地中間管理機構「農用地利用集積等促進計画」
2. 市農業委員会「農地法第3条 許可」

《問い合わせ先》

三重県農林水産支援センター

TEL：0598-48-1229

亀山市農林振興課農林政策グループ

TEL：0595-84-5068

亀山市農業委員会事務局

TEL：0595-84-5048